

## 第 9 健診事業・一般事業

### 1 人間ドック事業

#### (1) 利用対象

任意継続組合員及びその被扶養配偶者

#### (2) 利用可能期間

4月から翌年2月末までで、3月は利用できません。

#### (3) 自己負担額及び利用回数

年齢	自己負担額		検査項目	利用回数
	任意継続組合員	被扶養配偶者		
当該年度内に満 35 歳又は満 40 歳以上に達する者	13,000円	19,000円	人間ドック健診機関・検査項目一覧 (P36～P37)	<u>任意継続組合員期間中</u> <u>1回限り</u>
前記以外の者	健診機関ごとに定める額	健診機関ごとに定める額	人間ドック健診機関・検査項目一覧（「乳がん」・「子宮がん」を除く。）	年度内1回

※検査項目に含まれないオプション検査（前立腺検診等）を受診される場合は、別途料金が必要です。

#### (4) 重複利用の制限

同一年度内に次の健診との重複利用はできません。

- ① 公立学校共済組合京都支部の特定健康診査
- ② 京都府教育委員会等の勤務先が実施する人間ドック事業

#### (5) 利用方法

##### ア 健診機関への予約

契約健診機関（P34 又は P35）に、「公立学校共済組合京都支部の任意継続組合員（又はその被扶養配偶者）であること」を伝えて予約してください。

##### イ 「一般人間ドック受診票」の申請

予約後、速やかに当支部に次のものを送付してください。

<p>○ 「<u>一般人間ドック受診票</u>」（必要事項を記入のこと）（P61 若しくは P64）</p> <p>※ 受診票は一人につき 1 枚必要ですので、被扶養配偶者が受診する場合は、組合員とは別に作成してください。</p> <p>○ 定形サイズの<u>返信用封筒</u>（表面に住所・氏名を記入し、110 円分の切手を貼付）</p>
--

申請締切：受診日の 14 日前まで

提出先：〒602-8570（府庁専用郵便番号ですので、住所は省略できます。）

京都府教育庁管理部福利課内

公立学校共済組合京都支部 厚生貸付係

◆ 受診当該月の掛金の払込み確認後に受診票を発行します。

◆ 受診票の発行は、健診機関との契約の都合により 4 月 1 日以降になります。

## ウ 受診

受診当日、以下のものを健診機関窓口へ提出してください。

- 一般人間ドック受診票（提出されない場合は助成が受けられません。）
- マイナ保険証\*又は資格確認書
- 自己負担金
- その他健診機関が指定する持ち物

※マイナ保険証に対応していない健診機関があります。事前に健診機関に確認してください。

## (6) その他

### ア 「当該年度内に満 35 歳又は満 40 歳以上に達する者」に該当しない組合員等向け人間ドックについて

一部の契約健診機関で利用することができます。受診票は別添「一般人間ドック受診票（助成対象外の組合員等用）」（P64）を使用してください。（該当健診機関及び受診者負担額は「助成対象外の組合員等向け人間ドック健診機関一覧」（P35）のとおり。）

京都支部が実施する人間ドックは、各健診機関独自の人間ドックと検査項目や健診料金が異なります。また、「助成対象外の組合員等向け人間ドック健診機関一覧」（P35）の受診者負担額には、乳がん検診、子宮がん検診及びその他付加検診に係る負担額は含まれていませんので、受診を希望される場合は、健診機関に確認してください。

### イ 予約した日に、やむを得ない事情により受診することができないときは、健診機関に連絡するとともに、厚生貸付係（TEL 075-414-5807）にも連絡してください。